

## 第2号様式

(表)

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 保健所地域保健課	番号 13
許認可等の内容		広告事項に関する許可	
根拠法令及び条項		歯科技工士法第26条第1項第4号	
審査基準	関係条項  基 準 (未設定の場合は その理由)	<p>市長の許可は、特別な事情がある場合に、第1号から第3号に掲げる事項以外に広告することができる事項を定めたものである。</p> <p>この許可は、市において特別な事情がある場合についてのみ、それに関する事項を広告することを認めたものであり、特別な事情がないにもかかわらず市において基準を緩和することを認めたものではない。</p> <p>市における「特別な事情」とは、具体的に、行政の施策の一環として特定の事業を推進している場合、特定の事業を歯科技工所に委託している場合等が挙げられる。</p> <p>又、広告内容は、歯科医師又は歯科技工士の技能、経歴若しくは学位に関する事項にわたり、又はその内容が虚偽にわたってはならない。</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 ( 年 月 日最終変更)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 6日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 ( 年 月 日最終変更)	